

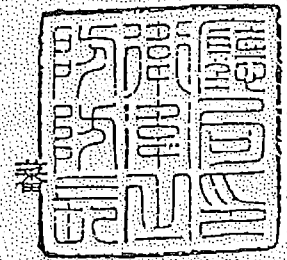
覚 書

防防第5412号

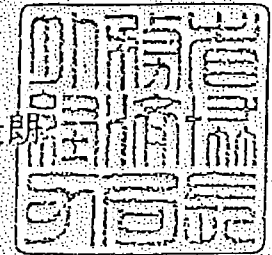
外経協技第33号

平成3年9月19日

防衛庁防衛局長 畠山



外務省経済協力局長 川上 隆朗



防衛庁及び外務省は、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律」(案)(以下「法」という。)を第121回臨時国会に提出するに当たり、下記のとおり確認する。

記

- 1 国際緊急援助活動を行う自衛隊の人員又は当該活動に必要な自衛隊の機材等を自衛隊が海外の地域へ輸送する業務は、法第3条第2項第1号の国際緊急援助活動に含まれるものであること。

- 2 自衛隊が法第3条第2項第2号に基づき、人員又は機材その他の物資を海外の地域へ輸送する際に必要となる輸出手続きについては、自衛隊が行うべき活動には含まれないこと。
- 3 自衛隊が行う法第3条第2項第2号に掲げる活動（以下「輸送活動」という。）について、同項の「特に必要があると認めるとき」とは、民航機の手配が困難である等の事情がある場合であること。
- 4 国際緊急援助活動を行う自衛隊の部隊等の構成員も法第5条第1項の「国の職員」に含まれること。
- 5 法第7条に基づき国際協力事業団（以下「JICA」という。）は、その負担において法第3条第2項各号に掲げる活動を行う自衛隊の部隊等を構成する自衛隊員及び国際緊急援助活動を個人として行う防衛庁の職員について海外旅行傷害保険を付することとするとともに、最高限度額は現行の水準（災害死亡の場合は1億800万円）を下回らないものとする。また、最高限度額は、各省庁・地方自治体職員に対する額と不均衡が生じないようにすること。
- 6 防衛庁の職員が個人として国際緊急援助活動を行う場合は、JICAが他の行政機関の職員と同様の負担をするとともに、自衛隊の部隊等が国際緊急援助活動を行う場合の防衛庁とJICAの間の経費分担は原則として別紙1のとおりとし、輸送活動を行う場合の防衛庁とJICAの間の経費負担は原則として別紙2のとおりとする。

7 国際緊急援助活動を行う自衛隊の部隊等の構成員及び国際緊急援助活動を個人として行う防衛庁の職員に対する外務大臣表彰又は感謝状の授与にあたっては、各省庁・自治体職員と不均衡が生じないようにするものとする。

自衛隊の部隊等が国際緊急援助活動を行う場合の経費の負担区分

項 目	負 担 区 分
1 旅費・輸送費的な経費	
災害緊急援助実施要綱（支給基準は旅費法に準拠）上の旅費（航空賃・日当・宿泊料・支度料・旅行雑費・内国旅費）	部隊派遣であるため、旅費は支度料以外支給せず。支度料はJICA。
隊員の食費	防 衛 庁
部隊派遣の場合の宿泊料・民間機による人員の輸送費	現地で公共施設等を借り上げるような場合防衛庁。ホテルに宿泊するような場合はJICA。 民間機を借り上げる場合は防衛庁。民間機に一般乗客と混乗する場合はJICA。
予防接種費	JICA。ただし、国際緊急援助活動に関係なく防衛庁が接種しているものは防衛庁。
国内移動費	防 衛 庁
現地までの往復に必要な船舶・航空機の燃料費等	防 衛 庁
民間機・民間船により援助物資及び活動資機材を輸送する場合の輸送費	援助物資の輸送費はJICA。自衛隊の使用する活動資機材の輸送費は、防衛庁（ただし、JICAの保有する活動資機材の輸送費はJICA。）。

項 目	負 担 区 分
2 給与・手当等の経費	
隊員の通常の国内給与	防 衛 庁
手当・賞じゅつ金・災害補償	防 衛 庁
海外旅行傷害保険	J I C A
3 装備品関係の経費	
装備品の購入費	国際緊急援助活動においてしか用いることが予想されないような特殊な装備品についてはJICA。その他は防衛庁。
装備品が破損した場合の損料（輸送中の保険料を含む）	防衛庁の保有する装備品については防衛庁。JICAの保有する装備品についてはJICA。
装備品の維持費（修理費等）	同 上
4 活動経費	
車両等の燃料費・通信費等現地での活動に必要な経費（現地業務費）	防衛庁の保有する装備品については防衛庁。JICAの保有する装備品についてはJICA。
援助物資・医薬品	J I C A

自衛隊の部隊が輸送活動を行う場合の経費の負担区分

項 目	負 担 区 分
1 旅費・輸送費的な経費	
災害緊急援助実施要綱（支給基準は旅費法に準拠）上の旅費（航空賃・日当・宿泊料・支度料・旅行雑費・内国旅費）	部隊派遣であるため、旅費は支度料以外支給せず。支度料はJICA。
隊員の食費	防 衛 庁
部隊派遣の場合の宿泊料	現地で公共施設等を借り上げるような場合防衛庁。ホテルに宿泊するような場合はJICA。
予防接種費	JICA。ただし、国際緊急援助活動に関係なく防衛庁が接種しているものは防衛庁。
国内移動費	防 衛 庁
現地までの往復に必要な船舶・航空機の燃料費等	教育訓練等に通常必要とされる経費を上回る付加的経費はJICA（ただし、防衛庁も極力通常業務のための経費を節約し充当。）。
輸送活動を行う自衛隊の船舶・航空機の部品等の民間機・民間船による輸送費	防 衛 庁

項 目	負 担 区 分
2 給与・手当等の経費	
隊員の通常の国内給与	防 衛 庁
手当・賞しゅつ金・災害補償	防 衛 庁
海外旅行傷害保険	J I C A
3 装備品関係の経費	
装備品の購入費	防 衛 庁
装備品が破損した場合の損料 (輸送中の保険料を含む)	防 衛 庁
装備品の維持費 (修理費等)	防 衛 庁

